

国民年金保険料の後納制度(納期限の延長)が始まります

10月1日から平成27年9月30日まで

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年の間に国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかし、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうこと（保険料納付や免除等の合計が25年（300月）未満の場合）があります。

このような事態を避けるために、昨年、法律が改正され、10月1日から国民年金保険料を納める期間が、過去2年から10年に延長となる「後納制度」が始まります。（※1）

詳しくは、下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

※1 具体的には、平成14年10月分以降の納められなかった保険料を納めることができるようになります。

(注) 既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができませんのでご注意ください。
なお、後納保険料を納付するためには事前にお申し込みいただき審査させていただくことになります。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。



国民年金保険料専用ダイヤル

■0570(011)050

050または070から始まる電話でかける場合

■03(6731)2015

<受付時間>

■月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

月曜日は午後7時まで延長（月曜日が休日の場合は火曜日）

■第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

【注意】

- ①ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常通話料金ががかかります。
- ②03(6731)2015の電話番号におかけになる場合は、通常通話料金ががかかります。
- ③「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

